



毎年恒例の道の駅はが梨まつりの梨の皮むき大会。1分間でむいた皮の長さを競います。今年の最高記録は172cm。町内外から100人が10組に分かれて競技に参加しました。



- 4 — 震災に関わる支援制度のご案内
- 5 — 中小企業向け震災対応資金創設
- 6 — 芳賀町消防団員紹介Vol.3
- 8 — 子どもの料理コンクール結果発表
- 10 — 高齢者インフルエンザ予防接種の助成
- 11 — 総合検診のお知らせ
- 12 — 10月は正しい犬の飼い方強調月間です
- 14 — 地域のおもしろい話、変わった出来事  
タウンレポート
- 18 — 工業団地からこんにちは  
集まれ!趣味仲間
- 19 — 古紙を団円で回収しよう!  
環の町芳賀  
町長室から
- 20 — 情報いっばい  
はがタウンインフォメーション
- 27 — わたしは3歳  
知恵の環館だより  
食改さんの自慢レシピ
- 28 — 青木の観腸先生 ☺ 一俳句の嶺南吟社  
続・ふるさとこぼれ話

### 人のうごき

平成23年8月末日現在  
(住民基本台帳登録者数)

人口… 16,509人 (-25人)  
男… 8,247人 (-8人)  
女… 8,262人 (-17人)  
世帯数… 5,130戸 (-2戸)

◎転入… 24人 ◎死亡… 20人  
◎転出… 44人 ◎婚姻… 4件  
◎出生… 11人 ◎離婚… 2件

### 10月の納税

◎町県民税 3期  
◎国民健康保険税 4期  
◎後期高齢者医療保険料 4期

10月31日までに納めてください。  
税務課納税係  
☎028 (677) 6013



▲高松イクさん (下高根沢)



## 町税を滞納すると 行政サービスが制限されます

税務課納税係 ☎028 (677) 6013

町税は、町民の皆さんの生活に必要なさまざまな行政サービスを提供するための貴重な財源として、公平に負担していただいています。

その町税を特別な理由もなく滞納している場合には、行政サービスの制限措置をすることになります。

この措置は、納期内納税している多くの町民の皆さんとの税負担の公平性を保つことや、町税などの徴収に対する信頼性を高めるため、平成20年4月から実施しています。

### サービス制限となる対象税

- 町民税 (個人・法人)
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税

### サービス制限となる対象者

- ①納付能力がありながら納付しない人
- ②納付計画や分納誓約を特別な理由がなく守らない人
- ③特別な理由がなく納付相談に応じない人
- ④その他の理由で町長が不誠実な滞納者であると認められた人

### サービス制限対象者の範囲

利益を受けるサービスの種類により「申請者のみ」「世帯全員」「生計中心者」「法人及び代表者個人」など、申請者以外の受益者の納税状況も確認して、滞納がある場合にはサービスが制限されます。

※ただし、滞納があっても納税相談の結果、適切な納税誓約書の提出があり、確実な納税が見込めると認められた場合は、行政サービスの制限はされません。

### 制限する行政サービスの種類

制限する行政サービスの対象事業は、町が行う契約行為、報償、許認可、補助金・交付金、貸付金、町有財産の使用など、町費を投入して行う行政サービス事業(下表)です。

### 行政サービス制限対象事業一覧表

区分	事業名	区分	事業名
入札・契約	競争入札参加資格	補助金・交付金	合併処理浄化槽設置費補助金
	物品等の購入		生け垣づくり補助金
	業務の委託		雨水浸透施設設置費補助金
	工事の請負		太陽光発電システム設置費補助金
	小規模契約希望者		犬・猫避妊等手術費補助金
報償	名誉町民の推挙		農業制度資金利子補給事業
	町政功勞表彰		施設野菜病害虫防除事業
	健康世帯表彰		青年農業者海外派遣研修事業
許認可	指定管理者の指定		資源環境事業関連堆肥購入補助事業
貸付金	合併処理浄化槽設置貸付金		新規就農者、後継者への支援
	中小企業振興資金		減農薬栽培園芸作物への支援
町有財産	町営住宅入居		農地流動化奨励金
	町有墓地		光の道整備事業初期費用補助金
			人間ドック・脳ドック助成金

### 庁舎の業務案内

業務時間	業務内容	問い合わせ
平日 8:30~17:15	通常業務	各課
土日祝・年末年始 8:30~17:00	死亡届など 戸籍関係の届出のみ	日直室 ☎028 (677) 1111
自動交付機 8:30~17:00 (木曜日のみ 8:30~19:15)	住民票・印鑑証明書のみ	住民課 ☎028 (677) 6014
窓口一部延長 (毎週木曜日) 17:15~19:15	住民票・印鑑証明書・戸籍謄 抄本の発行、印鑑登録のみ	住民課 ☎028 (677) 6014
10月15日 (第3土曜日) 8:30~12:00	事前(3日前まで)に 担当課に要予約	各課

### 10月ごみカレンダー 環境対策課 ☎028 (677) 6041

収集地区	祖母井・稲毛田 上稲毛田・給部 芳志戸・八ツ木	上延生・下延生 与能・打越新田 東高橋・西高橋	下高根沢 東水沼 西水沼・北長島
分類			
不燃ごみ・ビン類・ 衣類布類	27日(木)	28日(金)	31日(月)
紙・カン・ ペットボトル	4日(火) 19日(水)	5日(水) 20日(木)	6日(木) 21日(金)
可燃ごみ	上記黒字の地区は火・金 上記赤字の地区は月・木		
家庭粗大ごみ 個別回収	26日(水) 個別回収(事前に申込が必要)		



携帯サイトからも確認できます。